

氏名(本籍)	宮 ^{みや} 國 ^{くに} 淳 ^{きよし} (山口県)
学位の種類	博士(農学)
学位記番号	博甲第2,022号
学位授与年月日	平成11年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	サバ州における森林開発と地域社会 —焼畑耕作民パルアン・ムルットの土地保有制度の変化を中心に—
主査	筑波大学教授 農学博士 熊崎 實
副査	筑波大学教授 農学博士 成田 雅美
副査	筑波大学教授 理学博士 西田 正規
副査	筑波大学助教授 農学博士 増田 美砂

論文の内容の要旨

近年、熱帯林の急速な消失と劣化が地球環境の問題の一つとして世界の注目を集めるようになった。とくに東南アジアでは成熟した湿潤熱帯林の商業伐採のあと、違法伐採や焼畑が止めどもなく拡大し、ほとんど手の着けられない状況になっている。森林の開発にあたって東南アジアの諸国は森林の荒廃を避けるべく、それなりの対策をとってきた。マレーシアのサバ州政府においても、保護または木材生産のための保存林を設置して焼畑などの地元利用を排除する一方、保存林以外の転用可能な森林に対しては土地権利証書を交付してゴム、コーヒーなどの換金樹木作物を導入し、所得の向上と焼畑からの脱却に力を注いできた。しかしこうした対策にもかかわらず、違法伐採や保存林内での焼畑は後を絶たない。

本研究の目的は、サバ州中央部に居住する焼畑先住民パルアン・ムルットの三つの村を対称にして、この焼畑対策が挫折するプロセスと原因を明らかにすることである。具体的には、土地区分の進展とその後の森林の商業伐採が村の土地保有制度に及ぼす影響を検証し、こうした土地区分が換金樹木作物栽培の導入など安定した農業の確立に役立っているのかどうか解明に重点をおいた。

パルアン・ムルレットは高地に住むムルレットで焼畑耕作民として知られている。土地保有制度について言えば、もともと土地は譲渡可能な財産とは考えておらず、焼畑利用している間のみ用益権が認識されている程度であった。植栽された樹木には排他的権利が与えられたが、その周辺の土地についての権利はなかった。しかし1970年代後半から土地令に基づく土地権利の申請の開始とともに、土地は私的で譲渡可能な財産とみられるようになった。さらに1979年には広大な面積が保存林に指定され、その直後に一企業に伐採コンセッションが交付されるが、やがて無許可の別の会社にも入り込んで木材を伐り出すようになった。木材が有利に売れることを知った村民たちは、彼らの合意で保存林を含む周辺の森林を各人に分割し、その土地に対する各自の権利を主張しはじめた。もぐりの伐採会社に対しては、この土地から伐り出される木材のロイヤリティを要求し、現実に徴収している。正規のコンセッションをもつ会社も、環境破壊に対する迷惑料のようなかたちで関係する村々に対して一括して補償金を支払っているが、個々の村民に対してではない。その限りで村民の土地への権利意識に影響はなかった。

保存林以外の転用可能な土地については土地権利証書が交付されている。しかしそれは必ずしも換金樹木作物などを購入するインセンティブになっていない。村民たちは、保存林など土地権利の不安定な場所にしばしば樹木作物を植えている。また、換金樹木作物を導入した農家が、焼畑面積を減らすという傾向も見られなかった。所得の面から見ても換金樹木作物からの収入はわずかで森林伐採関連の収入に圧倒されている。にもかかわらず、

村民たちが樹木作物を植えるのは、農業収入への期待というより、土地への権利を強めるためであった。土地区分の開始以降、樹木を植えることで樹木周辺の土地に対する権利も強められている。また土地令には州有地において樹木を植えることで永久的で相続可能な土地の利用・占有権が獲得できるという条項がある。村民たちはこれを拡大解釈して、本来は不可能なことであるにもかかわらず、保存林内の土地に対しても権利証書の申請を行い、樹木作物を植えて自分たちの権利を主張している。政府機関や、村民以外の個人や会社が広大な土地を取得していることも、村民たちの土地不安を高めた。

州政府にしても、こうした地元住民の土地分割を無視できない状況になっている。近い未来、保存林における地元住民の土地要求が既成の事実として公式に認められていく可能性もある。樹木を植えることで土地への権利が強まるのであれば、むしろ安定した土地保有への強い欲求が樹木植栽を促進することになるだろう。しかしいったん土地の権利が安定すると、低利用のまま放置されたり、売却されるケースが増えてくる。

結局のところ、州政府の保存林指定にもかかわらず、特続的な木材生産体制は確立されず、森林の崩壊を防ぐことができなかった。また安定した小規模農林業経営の育成に成功しているとは思えない。サバ州の土地保有制度が落ち着くまでに、なおかなりの時間を要するであろう。

審 査 の 結 果 の 要 旨

東南アジアの湿潤熱帯林においては、森林伐採が一巡したあと、管理の空白状態が生じていると言われる。つまり、各国政府は森林資源を国有化したうえで、民間企業に伐採権を与えて開発を進めたものの、伐採業者や焼畑耕作民などの森林利用を適切にコントロールすることができなかった。価値ある木材資源があらかた伐り尽くされた今、政府も森林への関心を失い、いわば管理放棄の状態がつづいている。この空白がどのように埋められていくか世界的な関心が集っているが、サバ州のパルアン・ムルットの場合は、一種の「山割り」ともいうべき土地保有の私有化が進展する興味深いケースである。本論文は、マレーシア農科大学への留学2年弱に及ぶサバ州での詳細な現地調査にもとづいて、伝統社会の土地保有制度が変容していくプロセスを検証し、保存林の設置、土地権利証の交付、永年樹木作物の導入という熱帯諸国の常套的な土地政策が失敗する背景を明らかにしたことで、高く評価される。

よって、著者は博士（農学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。